第１号様式（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

（宛先）京　都　市　長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

所 在 地

名　 称

 代 表 者　役職名

 氏　名

電 話

**中小企業デジタル化・ＤＸ推進事業支援申請書（デジタル化枠）**

京都市中小企業デジタル化・ＤＸ推進事業実施要綱第５条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　申請者の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業種 |  | 創業年月 |  |
| 資本金 |  | 従業員数 | 名（内正社員　　名） |
| 所属組合 |  |
| 事業実施場所及び担当者 | 〒 |
| ※事業実施場所は京都市内に限ります。 |
| 担当者役職・氏名　　　　　　　　　　　ＴＥＬ：E-Mail： |
| 業務内容 |  |
| 主要取扱品・サービス | ( 　％） | ( 　％） | ( 　％） |
| ( 　％） | ( 　％） | ( 　％） |
| 年間売上高 | 　　　　　　　　　千円　（　　　年　　月～　　　年　　月） |
| URL |  |

２　デジタル化計画

|  |
| --- |
| （１）デジタル化推進事業テーマ（本事業でやりたいことを簡潔に表現する） |
|  |
| 全体計画 | （２）自社の経営環境とデジタル化との現状 |
| ①自社の経営環境と経営課題②自社のデジタル化の現状と問題点 |
| （３）デジタル化計画の状況 |
| ①計画着手の状況　　（いずれかにチェック）□　専門家と一緒にデジタル化計画を立案したい。　□　進行中のデジタル化計画を専門家によってブラッシュアップしたい。②計画の進捗状況、及び本事業で専門家に助言してもらいたい内容 |
| （４）課題の解決に向けたデジタル化計画の内容 |
|  |
| （５）本事業実施における想定経費 |
| 　　　　　　　　　　円 |
| （６）デジタル化を実施（達成）した姿、目標値、期待する効果 |
|  |

|  |
| --- |
| （７）課題解決に向けた今後のプランの内容が決まっていれば、該当事項にチェックしてください。（複数回答可） |
| ① 基幹システムの構築 |
| □ | 顧客対応、生産管理の基幹システムの構築 |
| □ | 決済、債権管理の基幹システムの構築 |
| □ | 資材や物品等の調達・供給・在庫・物流管理に係るシステムの構築 |
| □ | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ② 販路の拡大 |
| □ | ＥＣサイトの構築 |
| □ | 動画を掲載したＷＥＢサイトの構築 |
| □ | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ③その他 |
| □ | ＰＯＳレジシステムの導入 |
| □ | オンラインによる取引サービスシステムの構築 |
| □ | ＶＲを活用したシステムの構築 |
| □ | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

３　添付書類

(1) 対象者の事業内容がわかるもの（定款、規則、会則、会社パンフレット等）

(2) 法人等については直近１期分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）、個人事業者については直近１期分の確定申告書（写し）

(3) 法人登記事項証明書（発行後３ヵ月以内のもの）（写し）【法人のみ】

(4) 個人事業の開業・廃業等届出書（税務署受領済の控え）（写し）【個人のみ】

(5) 直近年度分の京都市民税、固定資産税（土地・建物のみ）及び都市計画税の市税に関する納税証明書（発行後３ヵ月以内のもの）（写し）

※令和６年１月１日時点において住所が京都市外の場合、他市町村の発行する納税証明書。（写し）

(6) その他市長が必要と認めるもの

４　申告事項

以下のとおり申告します。

（該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方のみが申請可能です。）

* みなし大企業ではありません。

□　本申請と同一のデジタル化計画並びに同一経費で、国･府県･市町村等が実施する他の補助金等の交付を受けていません。

□　既に発注・契約済み又は支払い済みの経費は含まれていません。

□　事業の実施及び経費の支払いを令和７年２月１４日までに完了します。

□　本事業にて導入した機器の耐用年数内に売却・譲渡・貸付等の処分を行った場合、又はソフトウェアを途中解約して機器だけ単独で残った場合には補助金を返還します。

□　申請者は、京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者ではありません。

□　申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、第２条第６項第４号に規定するものを営む者を除く。）ではありません。

□　申請者は、営業に関して必要な許認可等を取得しています。

□　市町村民税等の滞納をしていません。

□　申請者は、令和２年度京都市予算「中小企業等ＩＴ利活用支援事業」、又は令和３年度・令和４年度・令和５年度京都市予算「中小企業デジタル化推進事業」の補助金の交付を受けていません。

□　京都市の関係部局との間で、情報が共有されることに同意します。

□　申請者は、デジタル化・ＤＸの成功例、先進事例等の好事例となるようなデジタル化計画を策定するよう努めるとともに、本事業による支援後、支援内容を広く発信されることについて同意し、取材等に協力します。

社名・団体名

代表者(職)・氏名